北広島市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 11 月

北海道北広島市

目　　次

第１章　　はじめに　1

1　行動計画作成の趣旨 …… 1
2　これまでの北海道行動計画作成の経過 …… 1
3　内容・位置付け …… 2
4　対象とする疾患 …… 2
5　見直し …… 2

第２章　　新型インフルエンザ等対策の基本方針　4

1　新型インフルエンザ等の特徴 …… 4
2　対策の目的と戦略 …… 4
3　市としての対策の基本的考え方 …… 5
4　対策実施上の留意点 …… 7
5　発生時の被害想定等 …… 8
6　対策推進のための役割分担 …… 9
7　行動計画の主要項目 …… １１
8　発生段階の取扱い …… ２０

第３章　　各発生段階における対策　２３

1　未発生期 …… ２３
2　海外発生期 …… ２８
3　国内発生早期 …… ３２
4　国内感染期 …… ３７
5　小康期 …… ４４

（参考）国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策 …… ４７

用語解説 …… ５０

（付属資料）北広島市新型インフルエンザ等対策本部条例 …… ５４

（注）本文中の（ ）の番号は「用語解説」の番号に対応しているものである。

第１章　はじめに

１　行動計画作成の趣旨

新型のインフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス(1)とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。

新型のインフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック(2)）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症(3)の中でその感染力の強さから新型のインフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成 24 年 4 月に、病原性(4)が高い新型のインフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型のインフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型のインフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、北広島市新型インフルエンザ等行動計画（以下、「市行動計画」という。）を定めます。

２　これまでの北海道行動計画作成の経過

国では、平成 17 年（2005 年）に新型インフルエンザ対策行動計画を作成して以来、数次の改定を行ってきました。

北海道においてもそれらを踏まえつつ、以下のとおり改定を行ってきました。

・北海道新型インフルエンザ対策行動計画策定（平成 17 年 12 月）

⇩

・北海道新型インフルエンザ対策行動計画（１次改定版）（平成 21 年 5 月）

⇩

・北海道新型インフルエンザ対策行動計画（２次改定版）（平成 22 年 5 月）

⇩

・北海道新型インフルエンザ対応検証報告書策定（平成 22 年 10 月）

このたび、北海道（以下「道」という。）は、特措法第 7 条に基づき、政府が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月作成。以下「政府行動計画」という。）を基本とし、「北海道感染症危機管理対策協議会」やパブリックコメントにより道民の意見を聴いた上で、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成 25 年 10 月作成。以下「道行動計画」という。）を作成しました。道行動計画は、道における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や道が実施する措置等を定めるとともに、市町村が市町村行動計画を、指定（地方）公共機関が業務（診療）計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

3　内容・位置付け

市行動計画は、特措法第 8 条に基づき、北広島市における新型のインフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び道行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられるものです。

病原性の高い新型のインフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示します。

4　対象とする疾患

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下のとおりです。

・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ(5)」という。）
・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ(6)（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではありませんが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、本計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策」で示します。

5　見直し

・政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策

の検証等を通じて見直しを行います。

・また、政府行動計画及び道行動計画の見直しがあった場合には、市行動計画についても適時適切に変更を行います。

第２章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

１　新型インフルエンザ等の特徴

（１）発生の予測や阻止が困難であること

・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難です。
・その発生そのものを阻止することは不可能です。
・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられます。

（２）市民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

・長期的には多くの市民がり患します。
・患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまいます。
・病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねません。
・したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要があります。

２　対策の目的と戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能で、地球規模で大量の人が短時間に移動する現代にあって世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられます。また、国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大となり、社会経済が破綻するおそれがあり、こうした事態に至ることがないよう国や道の計画の目的に準じ、次の２点を主たる目的とします。

（１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
・流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
・必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らします。
・新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定します。

（２）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

・地域での感染対策を行い、患者や欠勤者の数を減らします。

・事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に関係する業務の維持に努めます。

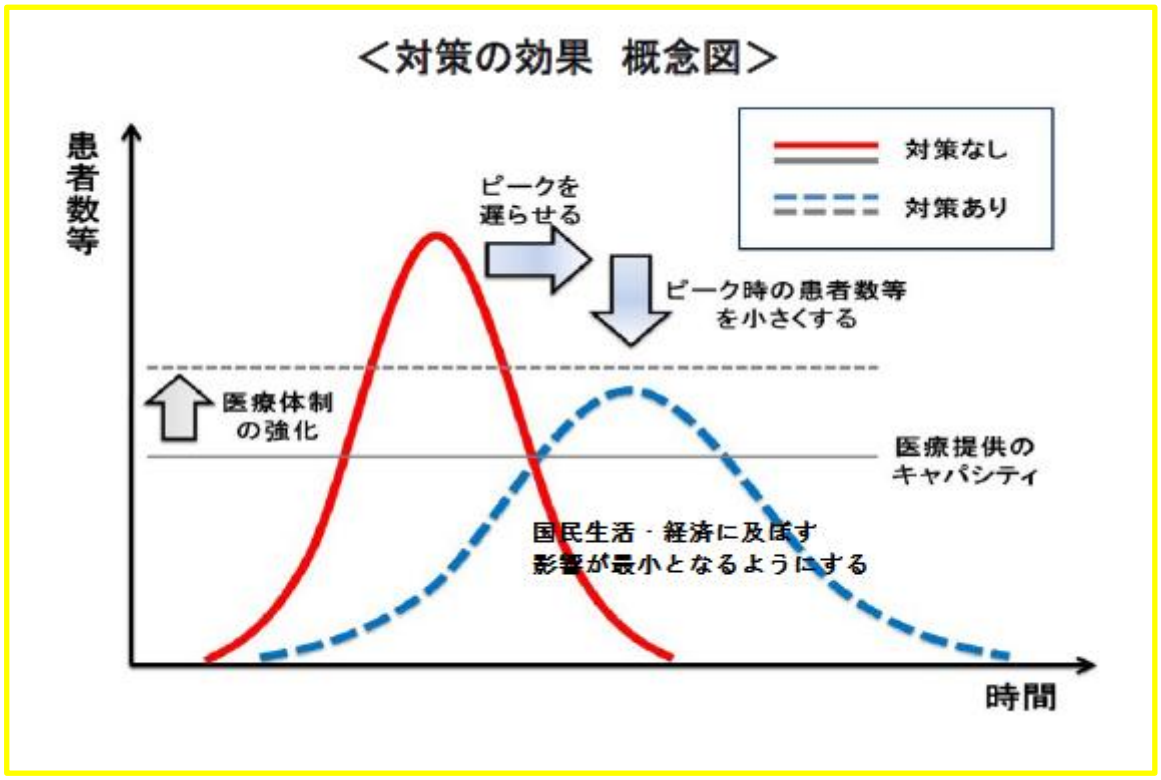

３　市としての対策の基本的考え方

（１）柔軟な対応

・政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。

・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講じます。

・また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意します。

・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の

有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定されます。道ではそれらの対策を踏まえて、道が実施すべき対策が決定されます。市としては、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定します。

・国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしています。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしています。そして、道はそれらを踏まえた対策の見直しを行い、市としては、それらの内容に基づき、市が行う対策の見直しを行います。

（２）発生段階に応じた対応

ア　未発生期

・抗インフルエンザウイルス薬(7)等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行なっておくことが重要です。

イ　海外発生期

・直ちに、対策実施のための体制に切り替えます。

・市内への病原体の侵入を防ぐことは不可能ですが、道等との連携の強化等により、病原体の市内侵入の時期をできる限り遅らせます。

ウ　国内発生早期

・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。

・道が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力します。

・また、病原性に応じて、道が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力します。

エ　国内感染期

・国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があります。

・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。

オ　小康期

・国、道、事業者等と連携し、流行の第二波に備えて、第一波の影響からの回避を図ります。

・第二波に備えて、第一波に関する評価を行います。

（３）社会全体で取り組む感染拡大防止策

・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。
・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討することが重要です。
・事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

（４）市民一人ひとりによる感染拡大防止策

・事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。
・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。
・特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

４　対策実施上の留意点

（１）国、道等との連携協力

・国や道、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力して、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。

（２）基本的人権の尊重

・新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重します。
・医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関する道対策本部への要請にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとします。
・その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

（３）危機管理としての特措法の性格

・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。
・しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

（４）関係機関相互の連携協力の確保

・北広島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うこととします。

（５）記録の作成・保存

・対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

５　発生時の被害想定等

（１）被害想定の考え方

・新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられます。

・しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

・国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があるとしています。

・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととしています。

・なお、新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

（２）感染規模の想定

・新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共有の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率[8]となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

・新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でそれを完全に予測することは難しい現状にありますが、政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を置いており、これを本市の人口比（約 0.05％）で算

出すると、全国、道及び本市の被害想定は下記の表のようになります。

【被害想定表】（全人口の 25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合）

項　　目		北広島市	北海道	全国
受診者数		約 6,500 人 ～約 12,500 人	約 55 万 9 千人 ～約 107 万 5 千人	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人
中程度 （アジア・インフルエンザ程度の致死率：0.53%）	入院患者数（1 日当たり最大）	約 265 人 （約 51 人）	約 2 万 3 千人 （約 4,300 人）	約 53 万人 （約 10 万 1 千人）
	死亡者数	約 85 人	約 7 千人	約 17 万人
重度 （スペイン・インフルエン程度みの致死率：2.0%）	入院患者数（1 日当たり最大）	約 1 千人 （約 200 人）	約 8 万 6 千人 （約 1 万 7 千人）	約 200 万人 （約 39 万 9 千人）
	死亡者数	約 320 人	約 2 万 8 千人	約 64 万人

※北広島市の人口を約 60,000 人として被害を想定しています。

（３）社会への影響に関する想定

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

・市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患します。
・り患者は 1 週間から 10 日間程度症状を有し、欠勤します。
・り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
・ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定されます。

６　対策推進のための役割分担

（１）国の役割

・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。
・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めます。
・WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
・新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会

議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進します。

・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

・対策の実施にあたっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

（２）道の役割

・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。

・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応に努めます。

（３）市の役割

・新型インフルエンザ等対策については、国の行動計画や国が定めるガイドラインにおいて、具体的内容のほか関係機関の役割が示されており、対策における本市の役割は、国、道との緊密な連携の下、次の点に留意した対策を担います。

・市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対する情報提供やワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。

・対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

（４）医療機関の役割

・新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。

・新型インフルエンザ等の発生時においても、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

・医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めるものとします。

（５）指定（地方）公共機関の役割

・特措法第 2 条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

（６）登録事業者の役割

・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となります。
・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。
・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

（７）一般の事業者の役割

・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。
・市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。
・特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

（８）市民の役割

・新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。
・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。
・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

7　行動計画の主要項目

新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の 6 項目ごとに対策を進めます。

主要６項目

（１）実施体制
（２）情報提供・共有
（３）まん延防止に関する措置
（４）予防接種
（５）医療
（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

・各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりです。

（１）実施体制

ア　考え方

・全市的な危機管理の問題として取り組む必要があります。
・国、道、他市町村、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められていることから、市としても関係機関・団体が一体となった対策を進めるよう努めます。

イ　全庁的な取組

・新型インフルエンザ等が発生する前において、「北海道感染症危機管理対策本部幹事会」の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局間等の連携を確保しながら、庁内一体となった取り組みを推進します。
・総務部や保健福祉部をはじめ、関係部局においては、市町村や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

ウ　市対策本部の設置

・政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には市対策本部を設置し、市としても必要な措置を講じることとします。

（２）　情報提供・共有

ア　目的

・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、道、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。
・コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する必要があります。

イ　情報提供手段の確保

・市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がい者

など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供に努めます。

ウ　発生前における市民等への情報提供

・新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民のほか、道等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供します。

・適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に市民が正しく行動してもらううえで必要です。

・学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童生徒等に丁寧に情報提供していくことが必要です。

エ　発生時における市民等への情報提供及び共有

（ア）　発生時の情報提供

・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととします。

・テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供することが重要です。

・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

・媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を検討します。

・誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

（イ）　市民の情報収集の利便性向上

・国は、関係省庁の情報、道や市の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを設置することとしていることから、国が設置するサイトを活用します。

オ　情報提供体制

・国は、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを設置するとしており、市としても、国が行う情報提供に合わせ、市民に対し、適切な情報提供に努めます。

・提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要です。

・コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととします。

（３）まん延防止に関する措置

ア　考え方

・流行のピークをできるだけ遅らせることにより、体制整備を図るための時間を確保することにつながります。
・流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めます。
・個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行います。
・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

イ　主なまん延防止対策

（ア）個人における対策

・道では、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者(9)に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行いますが、市は、道等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。
・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。
・道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行います。市は、道等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。

（イ）地域・職場における対策

・道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。
・道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行います。市は、道等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。

（ウ）その他

・海外で発生した際、国や道が行う検疫等の水際対策に関して、道等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力します。

（４）予防接種

ア　ワクチン

・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン(10)とパンデミックワクチン(11)の２種類があります。
・備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることになりますが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性

が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることになります。

・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限っての記載とします。

イ　特定接種

（ア）特定接種とは

・特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

（イ）対象となり得る者

・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

（ウ）対象となり得る者の基準

・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければなりません。

・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当します。

・指定公共機関制度による考え方には該当しませんが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されます。

・これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」によります。

（エ）基本的な接種順位

①医療関係者

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

④それ以外の事業者

（オ）柔軟な対応

・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国が判断し基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定されます。

（カ）接種体制

a　実施主体

（ａ）国によるもの

・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

（ｂ）道によるもの

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

（ｃ）市によるもの

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

b　接種方法

・原則として集団的接種。

・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となります。

ウ　住民接種

（ア）種類

a　臨時の予防接種 (12)

・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づいて、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行われます。

b　新臨時接種 (13)

・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行われます。

（イ）対象者の区分

・以下の４つの群に分類しますが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応します。

a　医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患　を有する者・妊婦等）

b　小児（１歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c　成人・若年者

d　高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

（ウ）接種順位の考え方

・新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定されます。

a　重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

（ａ）成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮

定

・①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者　の順

（ｂ）高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

・①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者　の順

（ｃ）小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者　の順

ｂ　我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

（ａ）成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定

・①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者　の順

（ｂ）高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

・①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者　の順

ｃ　重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

（ａ）成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定

・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者　の順

（ｂ）高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者　の順

（エ）接種体制

・市が実施主体となります。

・原則として、集団接種とします。

・接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保します。

エ　留意点

・特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施されます。

オ　医療関係者に対する要請

・予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行います。

・市長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、知事に対し、特措法第 31 条第 5 項の規定に基づき、医療関係者に対して要請等を行うよう求めるものとします。

（５）医療

ア　道の対策への協力

・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

医療に関する道の対策

●医療の目的

・新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ道民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、道内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

●医療体制整備の考え方

・新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予想されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。特に、地域医療体制の整備にあたっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。

●発生前における医療体制の整備

・道は、二次医療圏等の圏域を単位とし、道立保健所を中心として（二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該市と道立保健所が連携して）市医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、効率病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進します。

・あらかじめ帰国者・接触者外来[14]を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、保健所等における帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めます。

●発生時における医療体制の維持・確保

①「帰国者・接触者相談センター[15]」の設置

・「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図ります。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行います。

②「帰国者・接触者外来」の設置等の外来診療

・新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行います。

③感染症指定医療機関[16]等

・新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等

に入院させます。このため、地域においては、感染症病少数等の利用計画を事前に策定します。

・国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランス[17]で得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元します。

④帰国者・接触者外来を有しない医療機関を含むすべての医療機関

・新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要があります。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努めます。

・医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具[18]の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。

●国内感染期の医療体制の維持・確保

・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。

・患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとします。

・感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては事前に、その活用計画を策定しておく必要があります。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要です。

・医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市町村を通じた連携だけではなく、日本医師会・道医師会・市医師会等・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要です。

●医療関係者に対する要請・指示、補償

・新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行います。

・道は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償します。

・医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償を行います。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

・政府行動計画では、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の 45%に相当する量を備蓄目標としていることから、道としても国の考え方にあわせ、引き続き、道民の 45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄します。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案することとします。

・政府行動計画では、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討するとしていることから、道としても国の検討状況を踏まえ、適切な備蓄を行います。

イ　在宅療養患者への支援

・市は、道、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行います。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

・新型インフルエンザは、多くの国民がり患し、各地域での流行が約８週間程度続くと言われています。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

・政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、道、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要であるとしています。

・また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、道等と連携して働きかけていきます。

８　発生段階の取扱い

（１）発生段階の考え方

・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

・政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して５つの発生段階に分類しており、国全体での発生段階の移行については、WHO のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。

・また、道行動計画では、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、道は地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で判断することとしています。

・これらを踏まえ、本市における発生段階は、国や道が定める段階に基づき、未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の区分とし､新型インフルエンザ等の

発生に際しては、道および近隣市町村と連携し、一体となった対策を講じるものとします。

・なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化することに留意する必要があります。

（２）発生段階

発生段階	状　　態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

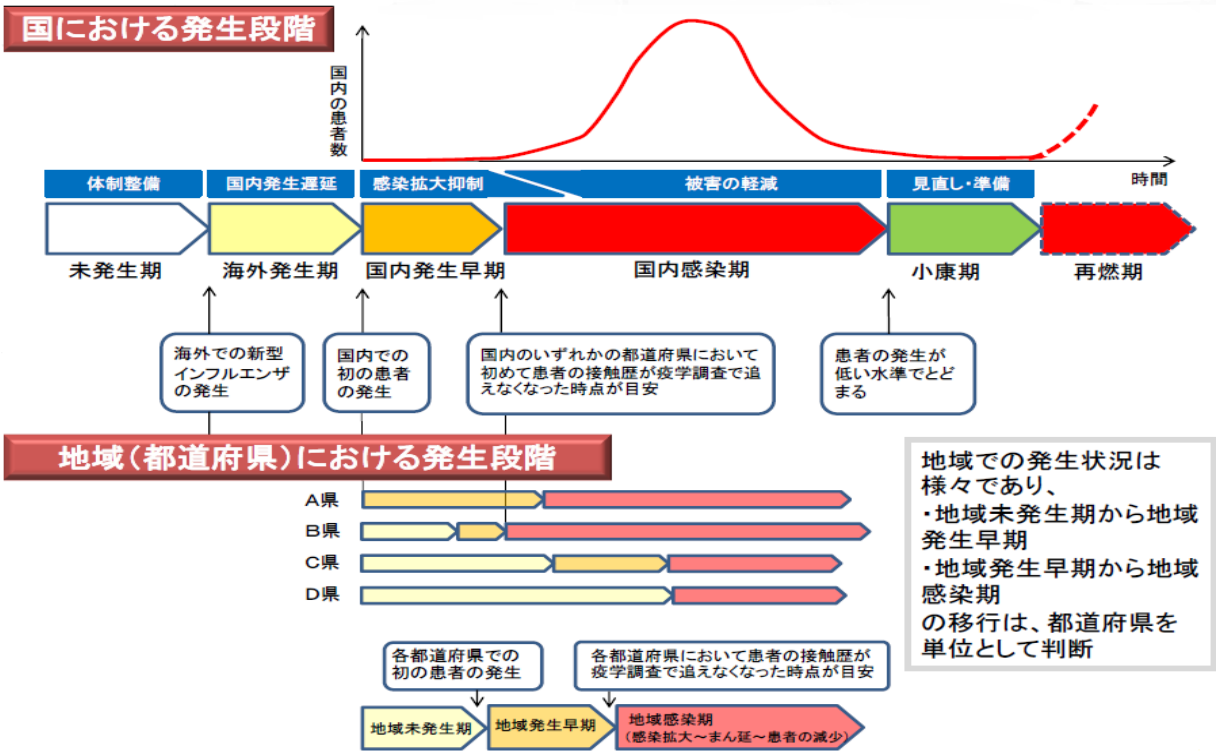

第３章　各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要項目別の個別対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

１　未発生期

状　態

・新型インフルエンザ等が発生していない状態です。
・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況です。

■目的

・発生に備えて体制の整備を行います。
・国、道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努めます。

■対策の考え方

・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進します。
・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。
・国、道、国際機関等からの情報収集等を行います。

■主要項目別の個別対策

（１）実施体制

ア　市行動計画の策定と見直し

・市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行います。

イ　体制の整備及び国・道等との連携強化

・市における取組体制を整備・強化するために、庁議等平時における会議体の枠組みを通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の作成・見直し等を行います。
・道や他の市町村と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。
・市行動計画の作成にあたり、必要に応じて、道による支援を要請します。
・必要に応じて、警察、自衛隊、消防機関等との連携を進めます。

（２）情報提供・共有

ア　継続的な情報提供

・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等の各種媒体を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行います。
・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

イ　体制整備等

・新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）、媒体等について検討を行います。
・常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し更なる情報提供に活かす体制の構築に努めます。
・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口を設置する準備を進めます。

（３）まん延防止に関する措置

ア　個人における対策の普及

・感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。
・新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

イ　地域対策・職場対策の周知

・新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行います。
・新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。

ウ　水際対策への協力

・国が実施する検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、道や他の市町村、その他関係機関との連携を強化します。

（４）予防接種

ア　ワクチンに関する情報の収集

・道や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てていきます。

イ　ワクチンの供給体制

・道では、国からの要請を受けて、道内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築します。市は、道等と連携してこれらの情報を収集します。

ウ　基準に該当する事業者の登録への協力

・道では、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示します。

・国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録することについて、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

エ　接種体制の構築

（ア）特定接種の準備

・特定接種の対象となり得る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び出先機関の接種体制を構築します。

・国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力します。

（イ）住民接種の準備

・国及び道の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第６条第３項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図ります。

・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要があります。そのため、国及び道は、技術的な支援を行います。

・国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に速やかに接種することができるよう、市医師会等、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

オ　情報提供

・道では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う情報提供に協力し、道民の理解促進を図ります。市は、道等と連携してこれらの情報の提供に努めます。

（５）医療

ア　地域医療体制の整備

・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

地域医療体制の整備に関する道の対策

・道は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を得ながら、必要な体制整備に努めます。
・道は、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、市医師会等、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めます。
・二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該保健所設置市と道立保健所が連携・協力して医療体制の整備を進めることとします。
・道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めます。また、国との連携の下、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請します。

イ　国内感染期に備えた医療の確保

・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

国内感染期に備えた医療の確保に関する道の対策

・道は、全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努めます。
・道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等（国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努めます。
・道は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握します。
・道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討します。
・道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、参加医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討します。
・道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討します。

ウ　研修等

・道では、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージ(19)を含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

・道では、国と連携し、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行います。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

エ　医療資器材の整備

・道では、必要とする医療資器材（個人防護具、人工呼吸器(20)等）の備蓄・整備を行います。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

・道では、国の要請を受けて、医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等)、増床の余地について調査を行い、十分な量を確保するよう努めます。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

オ　医療機関等への情報提供体制の整備

・道では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア　業務計画等の策定

・道では、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

イ　物資供給の要請等

・道では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

ウ　要援護者への生活支援の体制整備

・地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、道と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きをあらかじめ決めておきます。

エ　火葬能力等の把握

・道では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握･検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

オ　物資及び資材の備蓄等

・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄や施設及び設備の整備等に努めます。

２ 海外発生期

状　態

・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態です。
・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態です。
・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況です。

■目的

・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めます。
・国内発生に備えて体制の整備を行います。

■対策の考え方

・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとることとします。
・対策の判断に役立てるため、国、道、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。
・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぎます。

■主要項目別の個別対策

（１）実施体制

ア　体制強化等

・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国や道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策連絡会議において、情報の集約・共有を行い、初動体制等について協議します。
・海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づく事前準備を行います。
・道等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知します。
・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、道等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知します。

イ　季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

・海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施します。

（２） 情報提供・共有

ア　情報提供

・国や道等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等について、市ホームページ等の各種媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。

イ　情報共有

・国や道、関係機関等とのインターネット等を利用したリアルタイムかつ双方向の情報共有に努めます。

ウ　相談窓口の設置

・国や道等からの要請に応じ、国が作成した Q&A 等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努めます。

（３）まん延防止に関する措置

ア　国内での感染拡大防止策の準備

・国や道等と連携し、国内や道内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を必要に応じ進めます。

イ　水際対策への協力

・道では、水際対策として国が実施する検疫に協力するとともに、検疫所から情報提供を受けた場合は、必要な調査等を行うなど、道内における予防・まん延の防止措置に努めます。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

（４）予防接種

ア　ワクチンに関する情報の収集

・道や国等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てます。

イ　特定接種の実施

・国が実施する特定接種に協力するとともに、国が特定接種の実施を決定したときは、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

ウ　特定接種の広報・相談

・具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報の提供に努めます。

エ　住民接種の準備

・国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して接種体制の準備を行います。

オ　住民接種の広報・相談

・予防接種の実施主体として、相談窓口において市民からの基本的な相談に応じます。

・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報の提供に努めます。

（5）医療

・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

医療に関する道の対策

ア　新型インフルエンザ等の症例定義

・道は、国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知します。

イ　医療体制の整備

・政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努めます。

・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制の整備に努めます。

・帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は擬似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請します。

・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼します。

ウ　帰国者・接触者相談センターの設置

・道は、国からの要請を受け、帰国者・接触者相談センターを設置します。

・道は、国からの要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

エ　医療機関等への情報提供

・道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

オ　検査体制の整備

・道は、国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対する

PCR[21] 等の検査体制を速やかに整備します。

カ　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

・道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行います。

・道は、国と連携しながら、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請します。

・道は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導します。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア　要援護者への生活支援

・新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことや流行の状況、動向等の情報について、可能な限り早期に要援護者や協力者へ提供するよう努めます。

イ　事業者の対応

・道では、国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者に周知します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

ウ　遺体の火葬・安置

・国から道を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請があった場合は、施設等の確保に向け対応します。

３ 国内発生早期

状　態

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態です。
・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。
（地域未発生期）
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態です。
（地域発生早期）
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態です。

■目的
・国内での感染拡大をできる限り抑えます。
・患者に適切な医療を提供します。
・感染拡大に備えた体制の整備を行います。

■対策の考え方
・感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、国内での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、国や道等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行います。
・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、道内発生に備えた体制整備を急ぎます。
・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

■主要項目別の個別対策

（１）実施体制

ア　実施体制
・国において緊急事態宣言が行われたときは、特措法に基づく市対策本部を設置し、道と連携・協力しながら緊急事態に係る対策を実施します。
・また、緊急事態宣言が行われていないときであっても、必要に応じた緊急事態に係る対策を実施します。
・道等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知します。
・国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内

容を確認するとともに、道等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知します。

イ　行政サービスの維持

・市職員の欠勤状況を把握するなど、業務継続計画に基づき、必要最小限の行政サービスを維持するよう努めます。

（２）情報提供・共有

ア　情報提供

・道等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、道内発生した場合に必要となる対策等について、市ホームページ等の各種媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。

・道等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、道や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。

イ　情報共有

・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行います。

ウ　相談窓口体制の充実・強化

・道等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化します。

・国から Q&A の改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用します。

（３）まん延防止に関する措置

ア　道等との連携による市民・事業所等への要請

・道等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。

・道等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。

・道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。また、状況に応じて、保育施設等に休業の要請を行います。

・道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請します。

・道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請します。

イ　水際対策への協力

・道では、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に引き続き協力します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

（4）予防接種

＜緊急事態宣言がされていない場合の措置＞

ア　住民接種の実施

・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種（新臨時接種）を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始します。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

ア　住民接種の実施

・基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

イ　住民接種の広報・相談

・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等に対する不安が極めて高まっている中で緊急に接種を実施するものであることを踏まえ、接種の目的や優先順位の意義等、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、具体的な接種スケジュールや接種場所、接種方法、相談窓口の連絡先など、分かりやすく周知するよう努めます。

（5）医療

・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

医療に関する道の対策

●医療体制の整備

・道は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続します。また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行します。

●患者への対応等

・道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。この措置は、病原性が高い場合に実施することとしますが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施することとします。

・道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等

による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階ではPCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。

・道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露したものには、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送します。

●医療機関等への情報提供

・道は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

●抗インフルエンザウイルス薬

・道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請します。

●医療機関・薬局における警戒活動

・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関ならびに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア　要援護者への生活支援

・国内や道内での発生状況を見極めながら、以下のとおり要援護者対策を実施します。

（ア）　食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、市行動計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行います。

（イ）　新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

イ　事業者の対応

・道では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

ウ　市民・事業者への呼びかけ

・市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけます。

・道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみ

が生じないよう要請します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

４ 国内感染期

状　態

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態です。
・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。
・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性があります。

（地域未発生期）
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態です。

（地域発生早期）
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態です。

（地域感染期）
道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態です（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。

■目的
・医療体制を維持します。
・健康被害を最小限に抑えます。
・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えます。

■対策の考え方
・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行います。
・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努めます。
・欠勤者の増大が予測されますが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。
・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに

実施します。
・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

■主要項目別の個別対策

（１）実施体制

●基本的対処方針の変更

・国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道においても、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定します。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行います。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置します。
・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく道による代行、応援等の措置の活用を行います。

（２）情報提供・共有

ア　情報提供

・国や道等が発信する情報を入手するとともに、市民に対して市内での発生状況、現在の具体的な対策等を、市ホームページ等の各種媒体を活用し、できる限りリアルタイムで市民に情報提供し、強く注意喚起を行います。
・個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、道内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

イ　情報共有

・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行います。

ウ　相談窓口の継続

・道等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続します。
・国から Q&A の改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用します。

（３）まん延防止に関する措置

ア　感染拡大防止策

・道等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、等の基本的な感染対策等を勧奨します。
・道等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請します。
・道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。また、状況に応じて、保育施設等に休業の要請を行います。
・道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切

な感染予防策を講ずるよう要請します。

・道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策が引き続き強化されるよう対応に努めます。

イ　水際対策への協力

・道は、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に協力します。市では、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

●患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じます。

・道では、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請します。市は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

・道では、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。市は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

・道では、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行います。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第２項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。市は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

（４）予防接種

＜緊急事態宣言がされていない場合の措置＞

ア　住民接種の実施

・国内発生早期に引き続き、予防接種法第 6 条第 3 項に規定する接種（新臨時接種）を実施するとともに、その接種に関する情報提供を実施します。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

ア　住民接種の実施

・国内発生早期に引き続き、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

イ　住民接種の広報・相談

・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等に対する不安が極めて高まっている中で緊急に接種を実施するものであることを踏まえ、接種の目的や優先順位の意義等、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、具体的な接種スケジュールや接種場所、接種方法、相談窓口の連絡先など、国内発生早期に引き続き、分かりやすく周知するよう努めます。

（５）医療

・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

医療に関する道の対策

ア　患者への対応等

・道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

（地域未発生期、地域発生早期における対応）

①国内発生早期に引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努めます。

②必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整の上、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とします。

（地域感染期における対応）

①帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整の上、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努めます。また、市町村とともに関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努めます。

②入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。

③医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等へ　の感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知します。

④関係機関・団体等と調整の上、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努めます。

イ　医療機関等への情報提供

・道は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

ウ　抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

・道は、国と連携しながら、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と流通状況の調査を行い、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を国に依頼します。

エ　在宅で療養する患者への支援

・道は、市町村が関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に必要な協力をします。

オ　医療機関・薬局における警戒活動

・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

ア　医療等の確保

・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます。

イ　医療機関不足への対応

・道は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努めます。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖することとします。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア　要援護者への生活支援

・国内発生早期に引き続き、以下のとおり要援護者対策を実施します。

（ア）　食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、市行動計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行います。

（イ）新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

イ　事業者の対応

・道では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、道内の事業者に周知します。市は、道等

からの要請に応じ、適宜協力します。

ウ　市民・事業者への呼びかけ

・道等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかけます。

・道では、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

ア　業務の継続等

・指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、業務の継続を行います。

イ　電気及びガス並びに水の安定供給

・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である道、市、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

ウ　運送・通信・郵便の確保

・運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。

・電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じます。

エ　サービス水準に係る市民への呼びかけ

・道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけます。

オ　緊急物資の運送等

・道は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対して、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。

・道は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請します。

・道は、指定（地方）公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示します。

カ　物資の売渡しの要請等

・道は、対策の実施に必要な物資の確保にあたっては、あらかじめ所有者に対し物資の売

渡しの要請の同意を得ることを基本とします。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用します。

・道は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じます。

キ　生活関連物資等の価格の安定等

・道等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

・道等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

・道等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。

ク　新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

・道からの要請に応じ、道、国と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

ケ　犯罪の予防・取締り

・道では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が道警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するように指導・調整することに関して協力します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

コ　埋葬・火葬の特例等

・道からの要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。

・道からの要請に応じ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保します。

・道では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

５ 小康期

状　態

・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態です。
・大流行は一旦終息している状況です。

■目的

・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

■対策の考え方

・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。
・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

■主要項目別の個別対策

（１）実施体制

ア　基本的対処方針の変更

・道では、国が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定することから、市としても国及び道に準じ、方針に沿った対応を行います。

イ　措置の縮小・中止

・市内での状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合、適宜、国内感染期に講じた対策の縮小・中止を判断します。

ウ　対策の評価・見直し

・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、道による行動計画の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直し等を行います。

エ　対策本部の廃止

・政府が緊急事態解除宣言を行ったときは、速やかに市対策本部を廃止します。

（２）情報提供・共有

ア　情報提供

・道等と連携して、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続き市ホームページ等により、適宜必要な情報を提供します。

・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等をとりまとめ、必要に応じて道等と連携し、情報の共有化を図ります。

イ　情報共有

・道等と連携し、道等関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行います。

ウ　相談窓口の体制の縮小

・道等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小します。

（３）まん延防止に関する措置

ア　感染対策の縮小・中止

・市民、事業所、福祉施設等に対する感染対策等の勧奨や要請を解除し、事業再開等の時期を周知します。

・学校・保育施設等における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の要請を解除し、再開等の時期を周知します。

・道と連携し、公共交通機関等に対する感染対策の要請を解除します。

・道と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有するものが集まる施設や、多数の者が居住又は利用する施設等における感染対策を解除します。

・資器材や物品等の点検・在庫確認等を行い、必要に応じて修理や補充等を行います。

イ　濃厚接触者対策の縮小・中止

・濃厚接触者対策を縮小します。また、市内での発生状況に基づき、濃厚接触者対策の中止を判断します。

（４）予防接種

＜緊急事態宣言がされていない場合の措置＞

・流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進めます。

・予防接種を実施する医療機関に対しては、あらかじめ、予防接種後副反応報告書及び報告基準を配布します。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

ア　住民接種の実施

・流行の第二波に備え、必要に応じて国及び道と連携し特措法第 46 条の規定に基づく、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施します。

イ　住民接種の広報・相談

・特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種は、病原性の高い新型インフルエンザ等に対して実施するものであることを踏まえ、流行の第二波に備える必要性など、接種の目的や優先順位の意義等、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、具体的な接種スケジュールや接種場所、接種方法、相談窓口の連絡先など、分かりやすく周知するよう努めます。

（５）医療

・道では、医療に関して次のとおり対策を行います。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

医療に関する道の対策

ア　医療体制

・道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

イ　抗インフルエンザウイルス薬

・道は、国が示す適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し、周知します。

・道は、流行の第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行います。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

・道は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア　要援護者への生活支援

・国内感染期に引き続き、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

イ　市民・事業者への呼びかけ

・道等と連携し、必要に応じ、引き続き、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかけます。

・道では、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

ア　業務の再開

・道では、国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努めます。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

・道では、国が指定（地方）公共機関及び登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が必要に応じて行う支援に協力します。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力します。

イ　新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

・道、国と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

（参考）国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

・道では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行います。
・道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、適宜協力します。

（１）概要

・これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多くみられています。
・人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととします。
・市としても、行動計画の関連事項として政府行動計画及び道行動計画に準じ、対策の概要を示すこととします。

（２）実施体制

・国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。また、情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行います。
・道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へと感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。

（３）サーベイランス・情報収集

ア　情報収集

・道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

＜情報収集源＞

・国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
・国際機関（WHO、OIE、国連食料農業機関（FAO）等）
・国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
・都府県、市町村

イ　鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

・道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。

（４）情報提供・共有

・国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や道等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。

・海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合には、国や道等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行い関係部局において情報を共有するとともに、市民に積極的な情報提供を行います。

（５）予防・まん延防止に関する措置

ア　水際対策

・道は、海外において新たな亜型で検疫法の対象となる鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行います。

・道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道民における感染防止に努めます。

イ　疫学調査、感染対策

・道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査[22]を実施します。

・道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めます。

・道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。

ウ　家きん[23]等への防疫対策

・道は、国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の異動制限等）を行います。

・道は、殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。

・道は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。

（６）医療

ア　国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

・道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。

・道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子検査を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。

・道は、国からの要請に基づき、感染商法の規定により鳥インフルエンザの患者（擬似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。

イ　海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO（世界保健機関）から情報発信が行われた場合

・道は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。

・道は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。

【 用 語 解 説 】

（1）インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、２つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

（2）パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

（3）新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

（4）病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

（5）新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項第 1 号において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。
なお、感染症法第６条第７項第２号に規定する再興型インフルエンザを含む。

（6）鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での艦船が報告されている。

（7）抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによってインフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

（8）致死率（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

（9）濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当)。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

（１０）プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

（１１）パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

（１２）臨時の予防接種

特措法第 46 条及び予防接種法第 6 条第 1 項に規定する予防接種をいう。

特措法第 46 条第 1 項（引用）：政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第 18 条第 2 項第 3 号に掲げる重要事項として、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

予防接種法第 6 条第 1 項（引用）：都道府県知事は、A 類疾病及び B 類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

（１３）新臨時接種

予防接種法第 6 条第 3 項に規定する予防接種をいう。

予防接種法第 6 条第 3 項（引用）：厚生労働大臣は、B 類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

（１４）帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

（１５）帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものが電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

（１６）感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして法令に定めるものを含む。）又は薬局。

（１７）サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

（１８）個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

（１９）トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

（２０）人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

（２１）PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

（２２）積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

（２３）家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

◎北広島市新型インフルエンザ等対策本部条例

［平成 25 年 3 月 22 日　条例第 20 号］

（趣旨）

第 1 条　この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、北広島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条　新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2　新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3　新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4　新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5　前項の職員は、本市の職員のうちから市長が任命する。

（会議）

第 3 条　本部長は、法第 34 条第 2 項に規定する本部の所掌事務を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2　本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第 4 条　本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第 5 条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、法の施行の日から施行する。

北広島市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成２６年１１月

北広島市保健福祉部健康推進課

〒061-1192 北広島市中央４丁目２番地１

電話 ０１１－３７２－３３１１

（内線）８０６・８０７

FAX ０１１－３７２－１１３１

URL http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/